



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施（二件）……………一
- ……………（生活文化局計量検定所検査課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
- ……………（同）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………四
- 都道の区域変更……………五
- ……………（建設局道路管理課）……………五
- 都道（首都高速道路）の供用開始……………七
- ……………（同）……………七
- 教習指導員審査の実施……………八
- 指定講習機関の届出事項の変更届出……………九
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………九
- 国土調査の成果の認証（二件）……………九
- ……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………九

告示

●東京都告示第七百二十五号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

●東京都告示第七百二十六号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 福生市

一 検査地域 立川市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市及び武蔵村山市

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成三十年六月十九日から同月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

三 検査期日 平成三十年六月十八日から同年八月十日日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百二十七号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、同所 平成三十年四月
一番の一部、二番及び三番の一部並 十二日
びに羽田空港三丁目一番の一部、三
番一から同番十四まで、同番十五の
一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百二十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

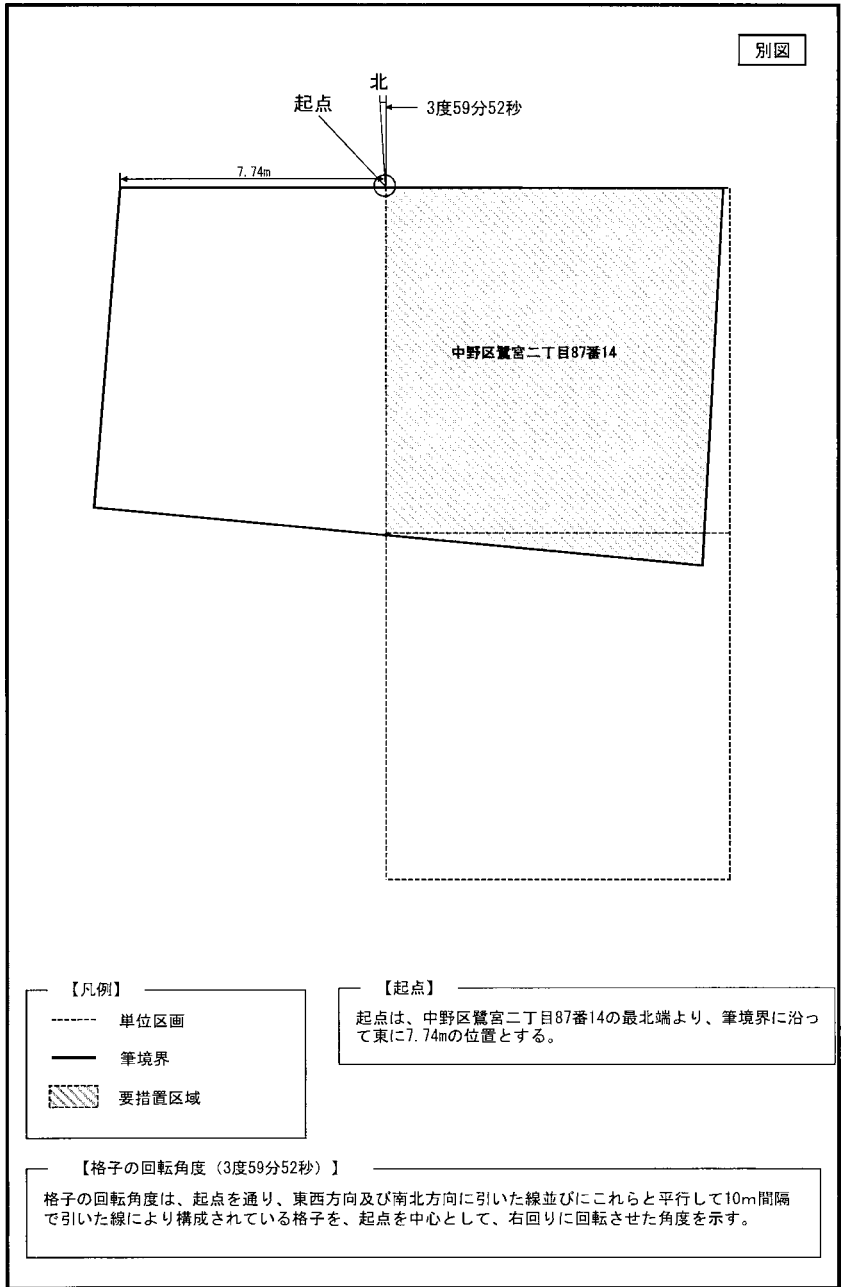
平成三十年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり(中野区鷺宮二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム

化合物、シアン化合物並びにトリクロロエチレン
三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定



●東京都告示第七百二十九号

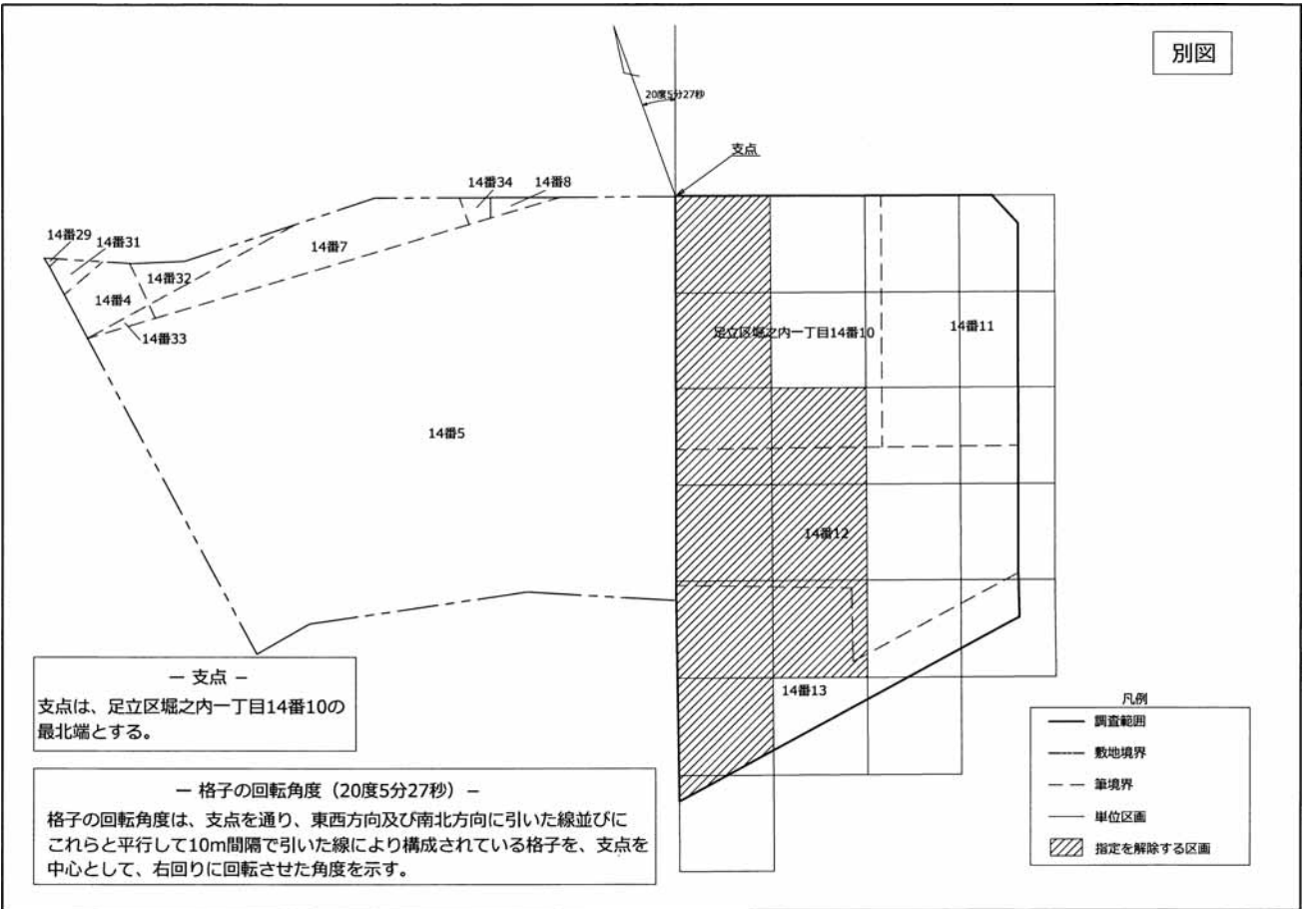
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千二百六号及び平成二十九年東京都告示第千六百六十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区堀之内一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百三十号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

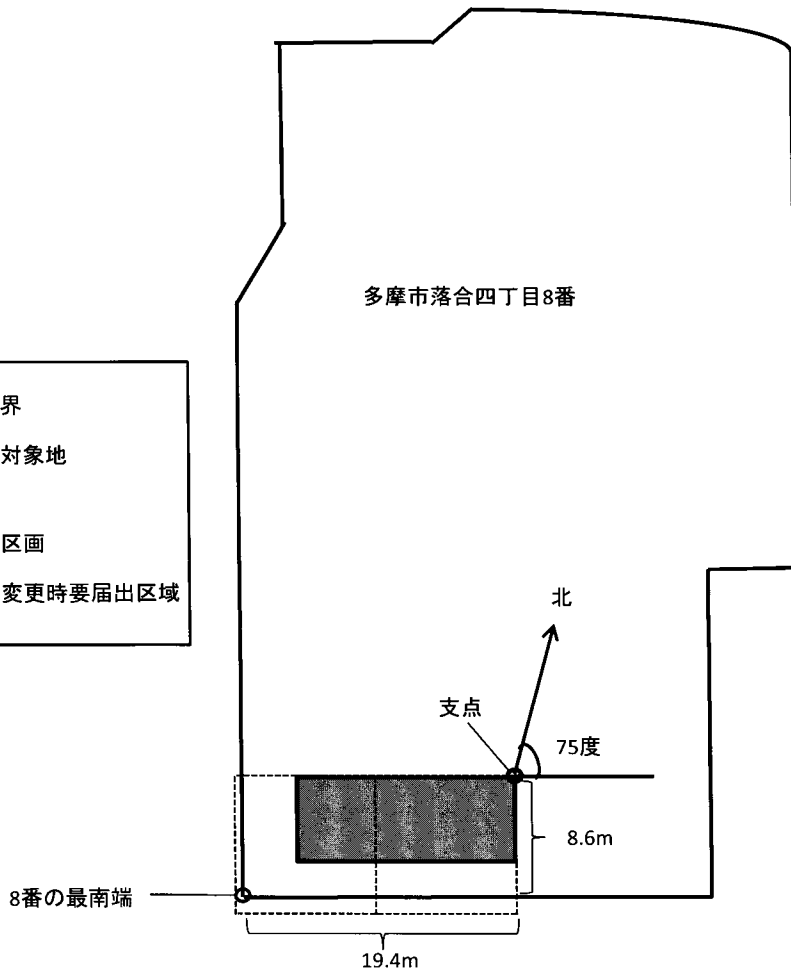
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (多摩市落合四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図

【凡例】

- 筆境界
- 調査対象地
- - - 単位区画
- 形質変更時要届出区域



【格子の回転角度(75度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、調査対象地の最北端とする。
 (多摩市落合四丁目8番の最南端から、筆境界に沿って、東に19.4m、北に8.6mの位置とする。)

●東京都告示第七百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 辻原町田

二 変更の区間 町田市南町田三丁目四百七番二地先から同所四百五十五番三地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道高速湾岸線供用開始略図
大田区羽田空港三丁目地内

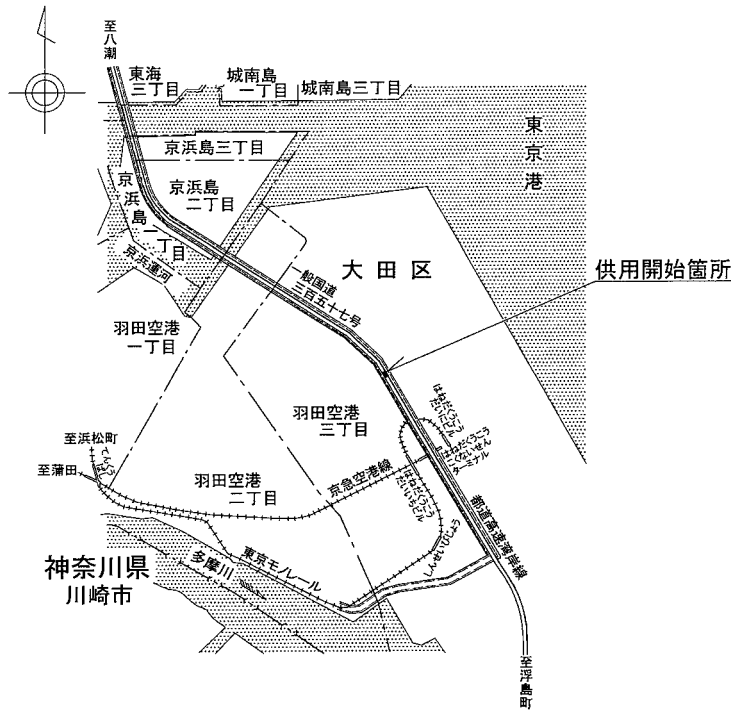
●東京都告示第七百三十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始す
る。

その関係図面は、平成三十年五月十一日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東
京東局において一般の縦覧に供する。
平成三十年五月十一日
東京都知事 小池 百合子

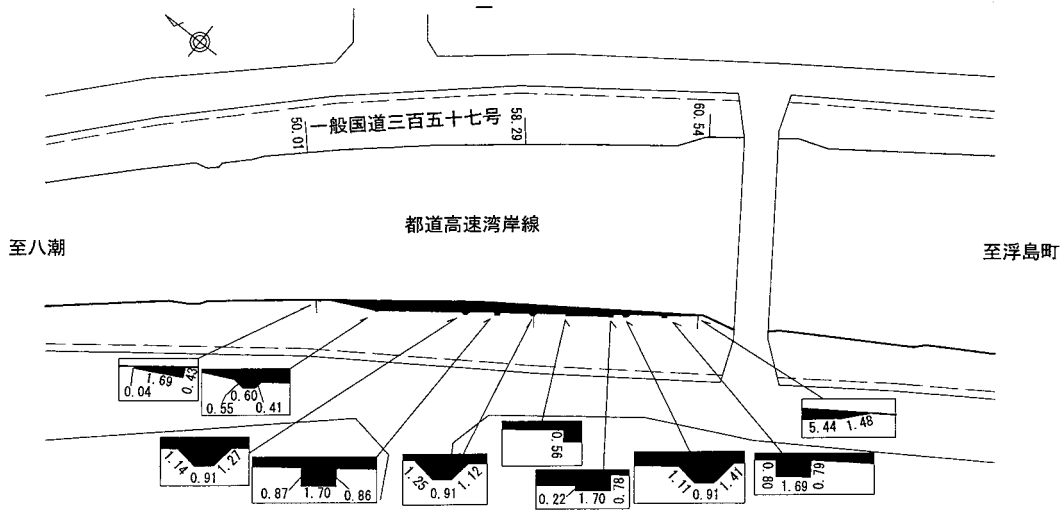
- 一 路線名 高速湾岸
- 二 供用開始の区間 大田区羽田空港三丁目一番地先
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成三十年五月十四日午前零時

一般国道
都道
供用開始区域

延長 一三〇・二八メートル
面積 三二一・四五平方メートル



大田区
羽田空港三丁目



出 張（公）

●東京都公安委員会告示第184号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月11日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 準中型自動車免許教習指導員審査
- (4) 普通自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (8) 準引免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成30年6月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成30年5月24日（木曜日）及び同月25日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年5月14日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付
 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

●東京都公安委員会告示第185号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年5月11日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英
 記

- 1 変更年月日
平成30年4月1日
- 2 変更に係る事項

変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧
株式会社調布自動車学校	代表者の氏名	佐原貴光	川島 隆

●東京都公安委員会告示第186号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次の

とおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年5月11日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英
 記

- 1 変更年月日
平成30年4月1日
- 2 変更に係る事項

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧
株式会社調布自動車学校	代表者の氏名	佐原貴光	川島 隆

公 告

国土調査の成果の認証について
 武蔵村山市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 調査を行った者 武蔵村山市
の名称
- 二 調査を行った期 平成二十八年七月から平成二十九年
間 二月まで
- 三 成果の名称 武蔵村山市（榎二丁目（一部）の地
籍図及び地籍簿

- 四 調査を行った地 武蔵村山市榎二丁目（一部
域
- 五 認証年月日 平成三十年五月一日

国土調査の成果の認証について

多摩市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 調査を行った者 多摩市
の名称
- 二 調査を行った期 平成二十五年六月から平成二十六年
間 三月まで
- 三 成果の名称 多摩市（和田の一部）の地籍図及び
地籍簿
- 四 調査を行った地 多摩市和田の一部
域
- 五 認証年月日 平成三十年五月一日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001